

令和8年5月21日  
群馬行政監視行政相談センター

## ご活躍いただいた行政相談委員に表彰状贈呈

### ～ 行政相談委員全体会議の開催等 ～

5月28日（木）の13時から昌賢学園まえばしホールにおいて、県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催し、行政相談活動に尽力された3名の委員に関東管区行政評価局長表彰状を、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状を贈呈します。

また、行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった委員1名に全国行政相談委員連合協議会会長表彰状が贈呈されます。



行政相談のマスコット  
キクーン

#### 【本件連絡先】

総務省 群馬行政監視行政相談センター  
行政監視行政相談課

担当：星野、前田

電話：027-221-1648

メール：gunma30@soumu.go.jp

## ◎ 行政相談委員全体会議の開催

県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催します。

- ・ 日時：5月28日（木） 13:00～
- ・ 場所：昌賢学園まえばしホール2階 小ホール  
(前橋市南町3丁目62-1)

同会議においては、行政相談委員への関東管区行政評価局長表彰状等の贈呈、令和7年度行政相談実績の報告、令和8年度一日合同行政相談所の開設予定の説明等を行います。

## ◎ 行政相談委員の表彰

行政相談活動に尽力された **3名の行政相談委員に関東管区行政評価局長表彰状を、8名の委員に関東管区行政評価局地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状を贈呈します。**

### ・ 令和8年度関東管区行政評価局長表彰状受賞者（3名）

齊藤 敏江（さいとう としえ）委員（邑楽町担当） 平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：11年1か月）  
今泉 登志子（いまいずみ としこ）委員（みどり市担当） 平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：13年1か月）  
戸丸 和夫（とまる かずお）委員（沼田市担当） 平成27年4月1日委嘱（委嘱期間：11年1か月）

### ・ 令和8年度関東管区行政評価局地域総括評価官

（群馬行政監視行政相談センター所長）感謝状受賞者（8名）

関口 昭（せきぐち あきら）委員（前橋市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
中西 浩子（なかにし ひろこ）委員（前橋市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
嶋田 一弘（しまだ かずひろ）委員（安中市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
野口 浩之（のぐち ひろゆき）委員（藤岡市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
三田 八重子（みた やえこ）委員（富岡市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
小池 久美子（こいけ くみこ）委員（沼田市担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
岡田 宏一（おかだ ひろかず）委員（みなかみ町担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）  
湯本 満（ゆもと みつる）委員（長野原町担当） 令和5年4月1日委嘱（委嘱期間：3年1か月）

・令和8年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰状受賞者（1名）

行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった1名の委員に全国行政相談委員連合協議会会長表彰状が贈呈されます。

塚越 健市（つかごし けんいち）委員 （館林市担当） 平成20年4月1日委嘱（委嘱期間：18年1か月）

## ◎ 令和7年度行政相談受付実績

令和7年度の行政相談受付実績は、センター受付923件、委員受付584件、合計1,507件となっています。

### ・行政相談事例

#### ○群馬行政監視行政相談センター受付

#### 相談要旨

亡くなった夫の相続手続のため、夫の兄の戸籍謄本が必要になりA町に請求したが、私が直系親族ではないという理由で交付されなかった。



#### 対応結果

センターからA町に連絡し、戸籍謄本の第三者請求<sup>(注)</sup>について説明・検討を依頼。

後日、相談者に亡夫の兄の戸籍謄本が交付された。

(注) 自己の権利の行使や義務の履行を目的とする場合は、直系親族以外の者であっても戸籍謄本等の請求が可能。委任状は不要。

#### ○行政相談委員受付

#### 相談要旨

県道に枯れた竹が覆い被さっている場所があり危険。



#### 対応結果

委員が現地を確認し、県土木事務所へ連絡。後日、枯れた竹が伐採された。



〈参 考〉

### 【行政相談委員とは？】

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市（区）町村に1人以上）が配置されています。地域における信望の厚い方々が、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

（委員数：県内90名（令和8年5月1日現在）、各市町村に1名以上配置）

### 【総務省の行政相談制度】

行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

群馬県内の行政相談の受付窓口は、以下のとおりです。

#### 行政相談の受付窓口

区 分		電 話 番 号 等	
行政 監視 行政 相談 セン ター	受 付 時 間	平日 9時00分 ～ 16時45分	
	受 付 方 法	行政苦情 110番 <small>おこまりならまるまるくじょー ひやくとおぼん</small> <b>027-221-1100</b> <b>0570-090110</b> (土日祝日及び平日受付時間外は留守番電話) ※0570-090110はIP電話からの利用不可	
		行政苦情 FAX	<b>027-221-1649</b>
		インターネット	総務省群馬行政監視行政相談センターのホームページ ( <a href="http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html">http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html</a> )
行政相談委員		群馬県内の各市町村に配置 市町村役場、公民館等で定期的に定例相談所を開催 ※ 定例相談所の日程等についての問い合わせ先 群馬行政監視行政相談センター 027-221-1100	